

『いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針』

大商学園高等学校

はじめに

大商学園高等学校は1887（明治20）年の創立以来、「人格教育を主眼とし、有能で品格ある人物の養成につとめる。『自由の尊重』、『責任の完遂』、『人格の高揚』」を教育方針として掲げてきました。あわせて、本校校歌の三番まである詞に共通する最後のフレーズ「知に仁にかねて勇の徳 養ふ庭や 大商校」を實踐すべく教育活動を行ない、時代・社会に適応できる優秀な人材を育成してきました。色褪せることなく120年以上続いてきたこの方針と実践をこれからも基柱とし、本校はますます充実した教育活動に取り組む所存です。

さて、社会環境の変化に応じて全国の小学校・中学校・高校を問わず、学校教育を取り巻く環境も大きく様変わりしています。各マスメディアを通してご存知の通り、様々な問題が起きるなか、児童・生徒たちがその主体者になったり、被害者になったりするケースも多々見受けられます。そのなかでも現在、政府・地域レベルで具体策が提唱され、実践的な取り組みを行なっているのが「いじめ問題」です。その大きな表れとなりましたのが、2013（平成25）年9月28日に施行された“いじめ防止対策推進法”です。わが国ではいじめ問題が幾度となく深刻化してきましたが、ここに具体的な取り組みを促す法律が制定されたのは画期的なことです。本校でも同法の制定を受けまして、『いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針』を策定いたしました。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えます。さらにその生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあります。また、いじめが“どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る”という事実を踏まえ、その予防ならびに発生時・発生後の対応が重要となってきます。

以下の内容は“いじめ防止対策推進法”（以下、同法）の条文に準拠し、本校の「1. いじめに対する基本認識」「2. 組織」「3. いじめ防止のために」「4. 発生したいじめに対して」「5. 重大事態への対応」を示したものであります。

1. いじめに対する基本認識

●いじめとは何か

いじめとは、同法の第2条で定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」を意味します。

＜同条文第3項の通り、本校では「児童等」を「生徒」とみなします＞

●いじめの特質

いじめの問題に対応するには、未然防止・早期発見・早期対応を図ることが大切です。そのためには教職員による組織的な取り組みと、何よりもいじめを生まない教育活動と学校雰囲気形成をしていくことが肝心です。

わが国ではいじめに対する定義や認識が多少なりとも変遷してきました。そこで、われわれ教職員は今日の“いじめの特質”を把握しておく必要があります。

- 1) いじめは人権侵害であり、許されない行為である。
- 2) いじめはどの学校にもどの生徒にも起こり得る。
- 3) いじめはその形態が流動的である。
- 4) いじめは力の優劣の関係に基づく力の乱用である。
- 5) いじめは日常的・継続的に行なわれる。
- 6) いじめは心身の成長や人格の形成、さらには身体や生命に影響を及ぼす。
- 7) いじめは気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 8) 情報通信機器を用いたいじめは、対応がより複雑化・困難化している。
- 9) いじめられた生徒は、他人に相談しづらい傾向がある。
- 10) いじめはその場限りの対応だけでは解消されない。

2. 組織

生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止は全教職員で取り組んでいきます。効果的なものとするためには、例えば教職員が各研修会で知見したこと、スクールカウンセラーからのアドバイス、各機関が発行する資料などを援用し、適切な方策を講じていかねばなりません。かつ、教職員のみならず生徒にも同法の意義を理解してもらい、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題の普及啓発を行なっていく必要があります。本校ではこれを主に「生徒指導部」「人権教育推進委員会」が担いますが、いじめが発生した場合とあわせて「いじめ対策の構成員」を以下の通りとします。この構成員は、同法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を指すものです。

なお、事案によって柔軟に編成します。

●いじめ対策の構成員

校長、教頭、生徒指導部教師、全学年主任、担任、クラブ顧問、養護教諭、
人権教育推進委員会教師、スクールカウンセラー（重複する教師もいます）

3. いじめ防止のために

同法第 4 条「(いじめの禁止) いじめを行ってはならない」を具現化するには、未然防止のための活動が大事となってきます。当然ながら生徒たちの生い立ちや考え方などにはそれぞれ違いがあります。年代的に見ても感情や精神をより具体的かつ広範に涵養する時期で、その過程においては生徒個々に差が生じてきます。このような中で生徒たちには高校生活を通して自らを大切に思い、自分自身を価値ある存在と認める“自尊感情”や“自己肯定感”を高めてもらわねばなりません。また、生徒たちには自分自身のみならず、他者の人格を理解し尊重する心情も高めてもらわねばなりません。

さらに、いじめの発生場所においては被害者と加害者のほかに、いじめを見ている者や見て見ぬふりをする者も得てしています。このような生徒たちが教師に連絡をしたり、仲裁できるような学校雰囲気を整えていく必要があります。このことはいじめに対する抑止となるばかりか、生徒たちが良好な人間関係を構築していく礎ともなります。

以下に、本校で実施している生徒・保護者・教師対象の研修・啓発・教育活動を挙げます。いじめ問題だけを扱っているのではないですが、広く人権意識の向上に努めるものであったり、高校生としての自覚を促したりする活動も含まれています。また、保護者の方に本校の教育活動を

理解していただく機会ともなっています。なお、ここに挙げるのは主だったものであり、何より教師と生徒の普段のコミュニケーションがいじめの最大の未然防止につながると考えています。

●生徒対象

・朝礼

…本校では“静黙集合”と称して、毎朝約 10 分間、全校生が体育館に集います。ここでは整列に始まり、生徒指導部の教師があらゆる観点から話をし、注意・連絡事項の伝達や各種啓発を行なっています。

・学年集会

…必要に応じて学年毎に集会を行い、高校生としての本分を見失わないよう注意・連絡事項の伝達や各種啓発を行なっています。

・人権ホームルーム

…法務省と全国人権擁護委員連合会が主導する「人権週間」にあわせ、12 月上旬に実施しています。取り組む内容は学年によって異なりますが、人権意識の向上と実践を図っています。

・生徒指導部主催の講演

…年度によって内容は異なりますが、毎年、学外の講師を招き、人権意識の向上や身の安全を促す講演をしていただいています。

・掲示物や配布物など

…各行政機関が発行するポスターや資料などを紹介・掲示・配布しています。また、必要に応じて生徒指導部が配布物や掲示物のプリントを作成しています。

・授業アンケート

…いじめ発生の動機は、時に雑然とした授業中にあると指摘されます。生徒による授業アンケートは、教師への授業内容の改善と質的向上を促してくれます。

・学校評価に関するアンケート（生徒用）

…上記の「授業アンケート」とは別に、本校を総合的に評価してもらうアンケートを行っています。

・その他

…『学級日誌』の内容、登校指導による声掛け、スクールカウンセリングの活用、生徒との懇談などを通じて、生徒の変化の早期発見に努めています。

●保護者対象

- ・PTA人権研修会
…年度によって内容は異なりますが、毎年、大学教員や警察官などを講師に招き、時宜にかなった内容で講演をしていただいています。
- ・三者懇談会
…成績、クラブ活動、人間関係、進路などの悩みを相談していただき、有意義な高校生活を過ごしてもらうようにしています。
- ・授業参観
…校舎内や授業姿勢を観ていただくことで、教師・生徒像、教師と生徒の関係、学校雰囲気などが理解していただけます。
- ・学校評価に関するアンケート（保護者用）
…先の「学校評価に関するアンケート（生徒用）」とは質問項目が異なり、保護者として本校への思いが回答できるようになっています。

●教師対象

- ・職員会議
…教職員が共通して理解しなければならない時事の課題を取り上げ、意識の向上と効果的な実践を図るよう求めています。
- ・教職員研修会
…年度によって内容は異なりますが、他校の教師や学外講師を招き、教師として研鑽を積むよう図っています。
- ・生徒指導部会
…生徒指導部に所属する教師が集い、本校のみならず各校で発生している諸問題について意見を交わします。そして、その問題を本校ではどのように防ぐのか、あるいは解決していくのか検討します。
- ・人権教育推進委員会
…人権教育推進委員会に所属する教師が集い、学校教育を取り巻く人権問題を取り上げ、改善ならびに人権意識の向上を促します。

* 毎年、『地域評価委員会』と称して近隣の方などを招いて本校の教育活動を紹介しています。時に「学校評価に関するアンケート（生徒用）／（保護者用）」に基づくデータも発表しています。

4. 発生したいじめに対して

『3. いじめ防止のために』の実践がとても大事ですが、冒頭で述べましたように、いじめは“どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る”という事実があります。よって、いじめが発生した場合の指導体制をあらかじめ整備しておく必要があります。本校では、これを以下の通りとします。

●初期の対応（番号順に）

- ① 情報・訴えを得た、または目撃した教職員は担任か学年主任に連絡
- ② 担任または学年主任は、当該生徒を呼び出す
- ③ 担任または学年主任は、生徒指導部に連絡
- ④ 生徒指導部長が生徒指導部教師・学年主任・担任・クラブ顧問などに連絡
- ⑤ 当該生徒から事実確認を行う
- ⑥ 生徒指導部教師・学年主任・担任・クラブ顧問などで、対応の方向性を確認（*1）
- ⑦ 校長または教頭へ報告
- ⑧ ⑥または⑦で学校全体での指導を要すると判断すれば「生徒指導部会*2」を開き、改めて事実の把握と共通の認識を得る
- ⑨ その後、「生活指導委員会*3」を開き、特別指導内容の検討・いじめられた生徒への支援・再発防止や未然防止のあり方などを諮る
- ⑩ 校長または教頭へ報告
- ⑪ 保護者へ連絡・事情説明

*1 ⑥の段階で、いじめた生徒に対して“学年注意”や“生徒指導部注意”と判断することもあります。なお、この場合でも⑦と⑪を行いません。

*2 「生徒指導部会」とは、生徒指導部教師だけが集まって実施する会議のことです。

*3 「生活指導委員会」とは、生徒指導部長・生徒指導部主任・全学年主任・担任・当該クラブ顧問などが集まって実施する会議のことです。

●対応中の注意や配慮など

- 1) いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒を守る。
- 2) いじめられた生徒の自尊感情を高める。
- 3) いじめられた生徒に学校の指導方針を伝え、不安を解消させていく。
- 4) いじめられた生徒への共感を保持する。

- 5) いじめた生徒に事の重大さを認識させる。
- 6) 一定の教育的配慮のもと、いじめた生徒に対し徹底した指導を行なう。
- 7) いじめの傍観者がいれば、いじめを抑止する仲裁者となるよう指導を行なう。
- 8) 「いじめを行なってはならない」という毅然な態度を示す。
- 9) 事実の確認と情報の共有を徹底する。

*なお、本校のみで解決が困難な場合には、警察（少年サポートセンター）や関係機関（福祉事務所、子ども家庭センター）に連絡や相談をして、支援を受けることもあります。

5. 重大事態への対応

同法第 5 章には、「重大事態への対処」が規定されています。重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同法第 28 条）を意味します。

このような事態が発生した場合、

ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行います。また、事実確認のもと、いじめた生徒への指導やいじめられた生徒への継続的なケアを図っていきます。いじめられた生徒が元気を戻すにはどのような対応が有効なのか、その方向性を導き出せるよう努めます。

イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査を行うための組織は、『2. 組織』を母体とします。しかし、事態の性質に応じて、また調査の公平性・中立性を確保するには、推薦などにより専門的知識および経験を有する第三者を加えるなどの方法も検討します。

調査によって明らかとなった事実関係・情報については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に提供します。

なお上記のような事態が発生した場合、同法の第 31 条「当該学校を所管する都道府県知事に報告しなければならない」とあり、同条文の他の項目とあわせて対応を図ります。